

平成 29 年度の

広島県障害者雇用優良事業所表彰

の対象となる事業所を募集します。

表彰の目的

障害者を積極的に多数雇用した事業所に対し表彰を行い、その努力を讃えとともに、これを広く県民に周知し、障害者の雇用の促進に資することを目的としています。

表彰の対象

次の基準を全て満たす事業所を対象とします。（支店、営業所等の単位も表彰の対象とします。）

- 1 県内に本店、支店、営業所等（以下「県内の事業所」という。）のいずれかを有していること。
- 2 表彰年度を含む過去 5 年間の各年 6 月 1 日現在、県内の事業所において、常用雇用労働者である雇用障害者数が 3 人以上あり、かつ、そのうち重度障害者を 1 人以上雇用していること。
県内の事業所の属する企業*の障害者雇用率が、2.0%以上（平成 24 年 6 月 1 日現在においては、1.8%以上）であること。
- 3 県内の事業所の属する企業が、表彰年度を含む過去 5 年間に於いて、常用雇用労働者として障害者を 1 人以上採用した実績があること。
- 4 県内の事業所の属する企業が、表彰年度を含む過去 5 年間に於いて、労働関係法令に違反したことがないこと。
- 5 労務管理について万全を期し、障害者の定着に努め、また、雇用について積極的な姿勢を持っていること。
- 6 過去において、この表彰を受けたことのある事業所でないこと。
- 7 県内の事業所の属する企業が、表彰することが適当でないと認められる企業でないこと。

*県内の企業で特例子会社を有する企業、企業グループ算定特例認定事業所又は事業協同組合等算定特例認定事業所を含む。

応募方法等

- 上記の基準を満たす事業所が、自ら応募することができます。

このほか、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構広島支部長から推薦のあった事業所も表彰の対象となります。

応募書類：障害者雇用優良事業所応募調書（別記様式 3）

※様式は、広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」に掲載しています。

（ホーム＞障害者の就職・雇用＞障害者雇用＞広島県障害者雇用優良事業所表彰の対象となる事業所を募集します。）

提出期限：平成 29 年 6 月 30 日（金）（必着）

提出方法：郵送

提出先：広島県商工労働局雇用労働政策課（〒730-8511 広島市中区基町 10-52）

- 審査の上、表彰者を決定します。（審査の際、訪問調査等を実施することがあります。）

広報

表彰された事業所については、障害者雇用優良事業所として、その取組状況等を広島県ホームページや刊行物等に掲載し、広く周知を図ります。

（問合せ先） 広島県商工労働局雇用労働政策課 雇用労働企画グループ 電話 082-513-3424